

令和8年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和8年1月9日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 中野 栄

2番 根本 博

3番 三須 清一

4番 正木 善昭

5番 大井 栄一

6番 森 茂

7番 森田 修

8番 川村 泉治

9番 大炊 三枝子

4. 欠席委員

10番 染谷 智毅

5. 出席事務局職員

局長 大井 一郎

次長 鈴木 光一

主任 片桐 圭悟

主査 富塚 隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第18条（通知）について

報告第4号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

三須清一会長 ただ今から令和8年第1回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

9番 大炊 三枝子委員

1番 中野 栄委員をお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号の1議案についてです。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）18件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

なお、整理番号4番から6番については○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」、次のとおり促進計画案について審議を求める。

提出日 令和8年1月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。議案資料も1ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、18件です。

整理番号1番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は452平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号2番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は5,826平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号3番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,068平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号4番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は7,736平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号5番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,028平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号6番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,223平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号7番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,444平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号8番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,307平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇です。

借受期間は5年間、借賃は全面積でコシヒカリ1等米〇円相当額物納です。

整理番号9番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,936平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は9年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号10番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,400平方メートルです。

受人は〇〇〇の新規就農者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号11番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,400平方メートルです。

受人は〇〇〇の新規就農者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号12番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は3,416平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間が10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号13番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は8,277平方メートルです。

受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号14番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,067平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積でコシヒカリ1等米〇円相当額物納です。

整理番号 15 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇地先の地目田 3 筆、合計面積は 10,361 平方メートルです。

受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

整理番号 16 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,042 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

整理番号 17 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 8,924 平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

整理番号 18 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑 8 筆、合計面積は 3,731 平方メートルです。

受人は〇〇〇の新規就農者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積で〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から議案第 1 号の調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第 1 号について、調査結果報告します。

整理番号 1 番、整理番号 2 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 1.76 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、父が 50 日、母も 50 日です。

トラクター、コンバイン、乾燥機等を備えています。

整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 2.13 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 150 日、妻も 150 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号4番、整理番号5番、整理番号6番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約8.13ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、父が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号7番、整理番号12番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約44.33ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間220日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号8番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約3.27ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、子も300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号9番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約21.57ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、母が250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号10番、整理番号11番、整理番号18番の受人の経営耕地面積はありません。

青年等就農計画表の農業従事日数は、本人が250日、父が30日、母も30日です。

主要な機械、設備については、今後揃えていく予定です。

整理番号13番、整理番号15番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約24.14ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間269日、父が262日、弟が264日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号14番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.08ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号16番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約5.68ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号17番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約6.06ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日、母が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

整理番号1番から3番及び整理番号7番から18番についてご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい。正木委員。

正木善昭委員 一点よろしいでしょうか。

整理番号10番、11番、18番についてですが、受人が新規就農者ということで、借りる面積がかなり広いようですが、4月から就農され、今後トラクター等は揃えていくと書かれていまして、4月以降に着手されるということですが、そこまでに揃えられるということによろしいでしょうか。

三須清一会長 そのことについて事務局わかりますか。

事務局 はい。お答えいたします。

機具等の準備の関係に関しては、議案資料9ページをご覧くださいと思います。

議案資料9ページの表の中段に「目標を達成するために必要な措置」という項目でビニールハウスや管理機器等、農機具の準備状況とその実施時期が記載されております。

この資料によりますと、ビニールハウス、管理機、ハンマーナイフモアについては補助金等を活用し令和8年4月に導入予定となっており、トラクターについては令和

9年の12月に導入というスケジュールになっております。

正木善昭委員 わかりました。ありがとうございます。

三須清一会長 他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、整理番号1番から3番及び整理番号7番から18番について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番から3番及び、整理番号7番から18番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に整理番号4番から6番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

（○委員退出）

整理番号4番から6番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、整

理番号 4 番から 6 番について、「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号 4 番から 6 番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室)

続いて報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第 1 号から 4 号までの 4 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による届出に対する専決処分について」で、1 件受理しました。

届出事由は、駐車場です。

報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による届出に対する専決処分について」で、5 件受理しました。

届出事由は、自己住宅が 1 件、建売建築が 1 件、共同住宅が 2 件、住宅が 1 件です。

報告第 3 号は「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」で、3 件受理しました。

通知の事由は、合意による解約です。

報告第 4 号は「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」で、2 件受理しました。

届出事由は、相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これもちまして、令和8年第1回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。